

合意単価

令和6年5月30日に締結した 令和6年度 上秋津治山工事(10号集水井工)
における契約に用いる単価または金額（契約単位が一式の項目については単価では
なく金額）については別添単価表のとおり

単価合意書締結日：令和6年6月10日

変更単価合意締結日：令和7年2月25日

単 価 表

工事区分・工種・種別・細別	規 格	契約単位	数量	合意単価	金 額
地すべり防止		式	1.0		118,423,000
地下水排除工		式	1.0		110,520,000
集水井工(ライナープレート土留工)		式	1.0		110,520,314
集水井掘削土留	掘削深さ30m以上40m以下	m	38.5	548,898	21,132,573
非火薬破砕工	集水井工 φ3.5 中硬岩 掘削深さ20m以上	m3	123.2	121,661	14,988,635
コンクリート工(平場・底部)	18-8-40BB(小型構造物)	m3	30.0	49,160	1,474,800
合板円形型枠		m2	13.7	13,476	184,621
一般型枠(小型構造物)		m2	22.0	8,987	197,714
井戸蓋工		基	1.0	36,006	36,006
昇降用設備設置工		m	38.0	9,488	360,544
掘削作業設備組立解体		基	1.0	60,524	60,524
集水井工材料費		式	1.0		15,681,979
安全施設工		式	1.0		320,287
掘削	土砂 小規模 小規模(標準以外)	m3	30.0	2,234	67,020
積込(ルーズ)	土砂 小規模(標準以外)	m3	12.0	1,524	18,288
集水ボーリング(礫混り土)	集水井内 礫質土 φ90mm 50m/本以下	m	62.9	17,761	1,117,166
集水ボーリング(中硬岩)	φ86mm	m	1244.4	28,280	35,191,632
集水ボーリング(軟岩)	集水井内 軟岩 φ90mm 50m/本以下	m	392.7	20,232	7,945,106
保孔管加工・挿入	集水井内 VP 有り VP40	m	1645.6	1,271	2,091,557
排水ボーリング(礫質土)	集水井内 礫質土 φ115mm 50m/本を超え80m/本以下	m	110.2	24,640	2,715,328
排水ボーリング(中硬岩)		m	29.0	35,706	1,035,474
保孔管加工・挿入	集水井内 SGP 無し SGP-VD 80A	m	142.0	31,228	4,434,376
ボーリングマシン据付・撤去		回	3.0	460,694	1,382,082
斜面整地	礫質土	m2	27.3	934	25,498
植生ネット伏工	肥料袋付二重繊維ネット	m2	27.3	2,165	59,104
地表水排除工		式	1.0		1,384,000
水路工		式	1.0		1,384,892
流末排水工		式	1.0		1,384,892
治山土工		式	1.0		6,519,000
残土処理工		式	1.0		6,519,557
土砂搬出運搬工(礫質土)		m3	307.0	10,221	3,137,847
土砂処理費(礫質土)		t	553.0	936	517,608
土砂搬出運搬工(破砕岩)		m3	197.0	11,493	2,264,121
土砂処理費(破砕岩)		t	493.0	1,217	599,981
仮設工		式	1.0		50,178,000
仮設工		式	1.0		50,178,000
運搬設備工		式	1.0		50,178,754
モノレール架設撤去工	3.0t/45° L=520m 設置期間9ヶ月	式	1.0		47,399,428
四脚式ミニクレーン賃料	2.9t 吊り 設置期間9ヶ月	式	1.0		2,779,326
直接工事費		式	1.0		168,601,000
共通仮設費計		式	1.0		13,319,000
共通仮設費(率計上)		式	1.0		11,852,000
現場環境改善費(率計上)		式	1.0		1,467,000
純工事費		式	1.0		181,920,000
現場管理費		式	1.0		44,685,000
工事原価		式	1.0		226,605,000
一般管理費等		式	1.0		34,495,000
一般管理費等計		式	1.0		34,495,000
工事価格		式	1.0		261,100,000
消費税相当額		式	1.0		26,110,000
請負金額		式	1.0		287,210,000

なお、本単価表に記載のない工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費及び本単価表に記載のない細別(レベル4)が追加された場合の共通仮設費(積上げ分)については、変更時の価格を基礎として協議する。